

定 款

株式会社 ETS ホールディングス

目 次

定 款

第1章 総 則 (第1条～第5条)	-----	1
第2章 株 式 (第6条～第12条)	-----	2
第3章 株主総会 (第13条～第18条)	-----	3
第4章 取締役および取締役会 (第19条～第29条)	-----	4
第5章 監査役および監査役会 (第30条～第39条)	-----	5
第6章 会計監査人 (第40条)	-----	6
第7章 計 算 (第41条～第44条)	-----	7

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 本会社は、株式会社 E T S ホールディングスと称し、英文では、ETS Holdings Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 本会社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電気工事、電気通信工事、土木工事、建築工事、消防施設工事、管工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、熱絶縁工事、造園工事、建具工事の設計、施工、工事請負監督およびコンサルティング事業
 - (2) 電気機器および材料の製作、修理ならびに加工
 - (3) 電気工作物の工事、維持および運用の保守監督
 - (4) 前各号に関わる機器、資材の販売および輸出入
 - (5) 宅地建物取引業
 - (6) 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業
 - (7) 保育所・託児所の経営
 - (8) 保育所・託児所に関するコンサルティング事業
 - (9) 無人機による各種映像の撮影に関する請負事業
 - (10) 発電ならびに電気の供給および販売に関する事業
 - (11) 投資に関する事業
 - (12) 前各号に附帯する一切の事業
- 2 本会社は次の事業を営む会社または外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社または当該外国会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。
- (1) 建設業、設計、施工および管理
 - (2) 宅地建物取引業および賃料保証事業
 - (3) 建設資材の販売業
 - (4) 住宅関連商品の販売業
 - (5) 発電および売電に関する事業
 - (6) マンション管理業
 - (7) 倉庫業
 - (8) ビルメンテナンスおよび清掃事業
 - (9) 損害保険代理業
 - (10) 飲食店および宿泊施設の経営
 - (11) 古物売買業
 - (12) 保育所・学童保育・託児所等の保育施設の経営および保育施設関連事業

- (13)介護保険法に基づく介護事業
- (14)高齢者向け住宅の経営および受託運営事業
- (15)有料職業紹介事業
- (16)労働者派遣法に基づく労働者派遣事業
- (17)前各号に関するコンサルティング事業
- (18)前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 本会社は本店を東京都豊島区に置く。

(機関)

第4条 本会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1)取締役会
- (2)監査役
- (3)監査役会
- (4)会計監査人

(公告の方法)

第5条 本会社の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 本会社の発行可能株式総数は 19,500,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 本会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数および単元未満株券の不発行)

第8条 本会社の単元株式数は 100 株とする。

(単元未満株式の権利)

第9条 本会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1)会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2)会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

- 第 10 条** 本会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

(株式取扱規則)

- 第 11 条** 本会社の株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

- 第 12 条** 本会社は、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- 2 前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第 3 章 株主総会

(招集)

- 第 13 条** 本会社の定時株主総会は毎年 12 月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

- 第 14 条** 株主総会は法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に差し支えある場合または欠員の場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

- 第 15 条** 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

- 第 16 条** 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、議決権を行使することができ

きる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに本会社に提出しなければならない。

(総会の議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 本会社の取締役は、16名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 本会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に差し支えある場合または欠員の場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。

- 2 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

3 前項の規定にかかわらず、取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2 本会社は、会社法第 370 条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 25 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに署名または記名押印(電子署名含む)する。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(相談役)

第 27 条 本会社は、必要と認められたときは、取締役会の決議をもって相談役をおくことができる。

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、業務執行取締役でない取締役との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 30 条 本会社の監査役は、4 名以内とする。

(監査役の選任)

第 31 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第36条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規程)

第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第39条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人)

第40条 会計監査人の選任、任期その他に関する事項は、法令の定めるところによる。

第7章 計 算

(事業年度)

第41条 本会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(剰余金の配当)

第42条 本会社は、株主総会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当を支払う。

(中間配当)

第43条 本会社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当することができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第44条 剰余金の配当および中間配当が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、本会社はその支払の義務を免れる。

2 未払いの剰余金の配当および中間配当には利息をつけない。

付 則

1. この規則は、平成2年12月15日から実施する。
2. この規則は、平成3年12月13日から実施する。
3. この規則は、平成5年12月22日から実施する。
4. この規則は、平成6年12月12日から実施する。
5. この規則は、平成7年12月20日から実施する。
6. この規則は、平成8年12月19日から実施する。
7. この規則は、平成9年2月3日から実施する。
8. この規則は、平成10年12月17日から実施する。
9. この規則は、平成13年12月19日から実施する。
10. この規則は、平成14年12月19日から実施する。
11. この規則は、平成17年12月22日から実施する。
12. この規則は、平成18年12月22日から実施する。
13. この規則は、平成21年12月22日から実施する。
14. この規則は、平成23年12月22日から実施する。
15. この規則は、平成24年12月21日から実施する。
16. この規則は、平成25年12月20日から実施する。
17. この規則は、平成27年12月22日から実施する。
18. この規則は、平成28年12月22日から実施する。

19. この規則は、平成 29 年 12 月 22 日から実施する。
20. この規則は、令和 3 年 12 月 24 日から実施する。